都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

> 日本医師会常任理事 江澤 和彦 (公印省略)

令和6年能登半島地震による災害に係る 科学的介護情報システム(LIFE)の取扱いについて

今般の令和6年能登半島地震による災害について、被災地域が広範に及ぶとともに、緊急的な対応が必要であることから、科学的介護情報システム(LIFE)の取扱いにつきまして、厚生労働省より事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

科学的介護情報システム(LIFE)に提出する情報やその提出頻度等について、今般の災害に伴い事業所等が被災したこと等により、要件で定められた情報を期限までに提出できない場合など、やむを得ず当該要件を満たすことができなくなった場合(被災前にこれらを満たしていたときに限る。)については、当面の間、被災前に算定していた加算を引き続き算定することが可能である旨が示されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、郡市区医師会および会 員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

(添付資料)

・令和6年能登半島地震による災害に係る科学的介護情報システム (LIFE) の取扱いについて

(令 6.1.4 厚生労働省老健局老人保健課 事務連絡)

事 務 連 絡 令和 6 年 1 月 4 日

都道府県

各 指定都市 介護保険担当主管部(局) 御中 中 核 市

厚生労働省老健局老人保健課

令和6年能登半島地震による災害に係る 科学的介護情報システム(LIFE)の取扱いについて

今般の令和6年能登半島地震による災害について、被災地域が広範に及ぶとともに、緊急的な対応が必要であることから、科学的介護情報システム(LIFE) の取扱いについて、下記のとおりといたします。

つきましては、管内市町村及びサービス事業所等への周知を徹底して頂きますよう、よろしくお願いいたします。なお、今般の災害により被災されていない地方公共団体におかれましても、今後の参考とされますよう本事務連絡を送付いたします。

記

科学的介護情報システム(LIFE)に提出する情報やその提出頻度等について、 今般の災害に伴い事業所等が被災したこと等により、要件で定められた情報を 期限までに提出できない場合など、やむを得ず当該要件を満たすことができな くなった場合(被災前にこれらを満たしていたときに限る。)については、<u>当面</u> の間、被災前に算定していた加算を引き続き算定することが可能である。

(参考) 科学的介護情報システム (LIFE) 関連加算に関する基本的考え方並び に事務処理手順及び様式例の提示について (老老発 0316 第4号 令和 3年3月16日老人保健課長通知)

以上